

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば

2008 11
No.519

主な内容 [目次]

p.3 ■トピックス

中小企業関係概算要求、千葉県最低賃金改正

p.4 ■特集

なぜ中小企業に組合が必要なのか

p.6 ■視点

コンサルタントの目：IT活用と経営者の役割

p.8 ■組合Q&A

企業組合でああなたの夢を実現しませんか

p.10 ■施策

各種組合制度等の比較

p.13 ■ご案内

千葉県の中小企業向け融資制度

p.14 ■景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向

p.15 ■お知らせ

中央会の電話がダイヤル・インになりました

「安心実現のための緊急総合対策」における中小企業対策

経済産業省・中小企業庁は「安心実現のための緊急総合対策」(政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)において、急激な資源高に苦しむ中小・零細企業等を支援するために、ワンストップ支援拠点として整備した「地域力連携拠点」の活用を図りつつ、資金繰り対策の拡充や下請法・独禁法の運用強化、下請事業者保護のための情報ネットワークの構築等に取り組んでいくこととなった。

中小企業関係概算要求

経済産業省・中小企業庁は、平成21年度中小企業関係概算要求額をまとめた。要求額は、対前年比226億円増の1530億円。重点項目は、①原油・原材料高騰等への対応と資金繰り対策②中小企業の経営力向上支援③商店街・小規模企業への支援④新たな分野に挑戦する中小企業への支援。

千葉県最低賃金改正

千葉県地方最低賃金審議会(会長 二塚和彰青山学院大学教授)は、

県内の地域別最低賃金を時間額で723円(従来は706円)とするよう、千葉労働局長に答申した。効力発生日は10月31日。

最低賃金は、原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用される。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意で定めても、法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

◎詳細は千葉労働局賃金室
Tel 043・2231・2328

経営セーフティ共済のお知らせ

取引先の突然の倒産。そんなときあなたを守る、経営セーフティ共済です。

中小企業倒産防止共済

取引先企業が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高3200万円)で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられる中小企業倒産防止共済法に基づいた共済

制度です。

掛金

掛金月額額は5000円から8万円までの範囲内(5000円刻み)で自由に選べます(掛金総額の積立限度額は320万円)。

共済金の貸付条件

共済金の貸付けの条件は、無担保、無保証人、無利子(ただし、共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利が消滅します。)となっています。返還期間は5年(据置期間6か月)で貸付元金について毎月均等償還です。なお、取引先が「夜逃げ」、「内整理」等の場合は貸付けを受けられません。

◎中小企業倒産防止共済のご相談、お問い合わせは制度の運営主体である独立行政法人中小企業基盤整備機構で行っております。

中小企業基盤整備機構共済相談室
Tel 050・5541・7171

ワーク・ライフ・バランスキャンペーン

▽定時退社への取組をお願いいたします。▽働き方を見直してもっと子育てを楽しみましょう。▽職場ぐるみで「子育てパパ・ママ」を

応援しましょう。▽発注先の働き方にも気遣いましょう。▽ワーク・ライフ・バランスで業績の向上を目指しましょう。

ここでいう生活とは、家庭生活に限らず、スキルアップを目指した学習活動や地域への貢献活動などを含む広義の生活を指します。仕事だけでなく、同時に生活が満たされることで、企業活動における個人の生産性や能力が高まり、結果的に会社に多くのメリットをもたらすと考えられております。

◎詳細は千葉県雇用労働課雇用就労支援室
Tel 043・2231・2741

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です

▽労働基準法は、同法第36条の規定により、時間外労働協定を締結すること等を要件として、法定労働時間を超える時間外労働を認めています。▽ただし、これは時間外労働を無制限に認める趣旨ではなく、時間外労働は本来臨時的なものとして必要最小限の範囲でなされるべきものです。▽コロナとカラダが折れないうちに、労使がともに協力しあい、長時間労働

を抑制しよう。

◎労働時間相談フリーダイヤル
11月22日(午前9時〜午後5時)
0120・897・713

労使関係相談会のご案内

千葉県労働委員会の委員が、労働組合に関する法律問題、団体交渉のルールなどの良好な労使関係づくりをお手伝いします。

対象 労働者、使用者、労働組合
日時 11月29日(土)13時〜17時
会場 船橋フェイスタビル5階相談室
(JR総武線船橋駅前)

*相談は無料、予約制です。電話でお申し込みください。

◎申し込み・問い合わせ先
千葉県労働委員会事務局
Tel 043・231・2132

労働基準監督署の庁舎移転

千葉労働基準監督署は、11月25日(火)から次に移転します。
〒260・8506
千葉市中央区中央4の11の1
千葉第二地方合同庁舎3階
Tel 043・308・0670

なぜ中小企業に組合が必要なのか

中小企業は、一般的に規模が小さく、資金調達力や情報収集力が弱い、あるいは人材や信用力が不足している等、事業経営のうえで不利な立場に立たされている場合が少なくありません。さらに、最近の情報化の進展、国際化、消費者ニーズの多様化・高度化、規制緩和の進展、原材料の高騰や金融市場の逼迫化などにより大きな影響を受けており、これらに対応するため事業領域の再検討や事業転換の必要性に迫られるなど、一段と厳しい環境に直面しています。

一方で、中小企業は地域経済の核として地域の活性化にも重要な役割を果たしています。

中小企業が、自律的に発展をしていくためには、個々の企業の自助努力が大切ですが、個々の能力には自ずと限界があります。

そのためには、同じような立場にある中小企業同士で組合をつくり、互いに協力・助け合い、事

業経営を充実・強化していくことが最も効果的な方策といえます。

そこで、同業の中小企業などが相集まって組合をつくり、共同事業を通じて生産性の向上や価値実現力を高めて、メンバー企業の経済的地位の向上を図るための各種組合制度が設けられています。

組合を作る効果

組合を作る効果としては、①取引条件の改善、販売促進、資金調達の円滑化、情報・技術・人材・マーケティング等の経営ノウハウの充実、生産性の向上等により経営の近代化・合理化を図ることができる②業界のルールの確立、秩序の維持ができ、メンバー企業の経営の安定と業界全体の改善発展を図ることができる③中小企業の個々の意見や要望事項を組合がまとめることにより国等の施策に反映させることができるとともに、組合を通じて、多くの中小企業施策を利用すること

ができる。などが挙げられます。

また、組合は会社と違って経済合理性の追求とともに、人間性を尊重し、不利な立場にあるメンバー企業の経済的地位の向上を図るための組織です。会社にない制度上の特典が組合に与えられているのはこのためです。

中小企業の組合は、それぞれ法律によって設立されており、いくつかの種類がありますが、その主なものは次のとおりで、中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るため最も利用され普及している「事業協同組合」、個人事業者や勤労者など個人が経営規模の適正化を図るためや自らの働く場を確保するための「企業組合」、参加する中小企業の事業を統合する「協業組合」、業界全体の改善発達を図る「商工組合」、商店街の事業者等により構成される「商店街振興組合」、飲食業、旅館業、クリーニング業、理・美容業などの生活衛生関連業者により構成される「生活衛生同業組合」等がありますが、次に組合の代表的な組織である事業協同組合について述べる。各種組合

制度の比較は10頁参照

事業協同組合

中小企業者が互いに協力し、助け合う精神（相互扶助の精神）に基づいて協同で事業を行い、経営の近代化・合理化と経済的地位の向上・改善を図るための組合で、組合は組合員の事業を支援・助成するためのものであればほとんどすべての分野の事業が実施できます。

組合の設立も4人以上集まればよく、気心の合う同じニーズをもった事業者だけで比較的自由に設立でき、中小企業者にとって非常に設立しやすい組合として広く普及しており、最も代表的な組合です。

従来は同業種の事業者で設立するケースがほとんどでしたが、最近では、異なる業種の事業者が連携してこの事業協同組合を設立し、各々の組合員が蓄えた技術、経営のノウハウ等の経営資源を出し合って新技術・新製品開発、新事業分野・新市場開拓等をめざすものが増えています。

事業協同組合の行う事業

事業協同組合が行う共同事業にはいろいろな種類があります

が、比較的多くの組合が行っているものは次のような事業です。

【共同生産・加工事業】

個々の組合員では所有できない高額・新鋭設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給する事業です。これによって、原価の引下げ、規格の統一、品質の向上、設備や仕事の効率化などが図れます。

【共同購買事業】

組合員が必要な資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業です。これによって、仕入先との交渉力が強化されるので仕入価格の引下げ、代金決済条件などの取引条件の改善、購入品の規格・品質の均一化などが図れます。

【共同販売事業】

組合員が取り扱う製品を組合がまとめて販売する事業です。これによって、販売価格や決済条件が有利になるほか、大口需要先の開拓など販路の拡大が図れます。

【共同受注事業】

組合が注文を受け、組合員が仕事を分担、組合が納品する事業です。これによって、大口発注先の開拓など販路の拡大や取引条件の改善などが図れます。なお、組

合員に注文を斡旋する方法もあります。

【市場開拓・販売促進事業】

市場開拓事業は、組合員の製品や取扱商品などの販路の拡大を図るため、共同で市場調査や展示会を開催する事業です。また、販売促進事業には、広告・宣伝、共同売出し、クレジットなどの事業があります。これらの事業は、個々の企業では採算が合わないとか、品揃えができないなどの理由で実施することが難しい場合でも共同で行うことによって可能になります。

【研究開発事業】

組合が研究施設を設置したり、公的な試験研究機関等に研究を委託するなどにより組合員の事業に関する様々なテーマについて研究開発を行う事業です。これによって、新製品・新技術・意匠・生産工程・販売方法の改善・開発などが図れます。

【情報提供事業】

組合員の経営に役立つ需要動向、技術情報、業界情報、経営管理情報等を収集し、組合員に提供する事業です。組合の共同事業に役立つ情報の収集や組合をPRす

るための情報を組合員や関係方面へ提供することも大切な情報提供事業の一つです。最近では、コンピュータなど情報機器を積極的に活用して情報提供を活発に行っている組合も多くみられます。

【人材養成事業】

組合員をはじめ、その後継者、組合員企業の管理者などを対象に計画的・体系的な教育研修等を行うことによって人材を養成する事業です。人材は、企業経営の根幹をなすものですが、最近では特に、情報力、技術力、マーケティング力等のソフトな経営資源の充実を図る必要から、この事業の重要性が高まっています。

【金融事業】

組合員に対して事業資金を貸与し、または金融機関に対する組合員への債務を保証することに より、組合員の事業資金調達の円滑化を図る事業です。組合が金融機関から資金を借り入れ、これを組合員に貸し出す方法と、組合員が金融機関から直接借り入れる際に組合が斡旋する方法があります。組合と組合員のための金融機関として商工中金があります。

【共同労務管理事業】

組合員の従業員の確保・定着あるいは能力の向上などを図るため、組合員が行う労務管理の一部を組合が代って行う事業です。これによって、福利厚生等の労働条件、安全衛生、作業環境等の改善が図れます。従業員の知識・技能等の向上を図るための教育・訓練なども盛んに行われています。

【福利厚生事業】

組合員の私生活面の利益を増進するための事業で、健康診断、慶弔見舞金の支給、親睦旅行、レクリエーション活動などがあります。この事業は、組合員の融和、組合への参加意識、帰属意識、協調性の高揚等に効果があります。

中小企業団体中央会

本会では、組合等の設立や運営の支援、任意グループなどの緩やかな連携組織の形成支援を行っております。組合や中小企業のことなら、何でも千葉県中小企業団体中央会にご相談ください。

◎詳細については

本会指導相談室

TEL 043・306・3285

松戸支所

TEL 047・368・3992

「IT活用」の目

IT活用と経営者の役割

なぜIT活用か

企業はITを何のために活用するのであるか。わが国ではITを活用した企業情報システムは、1960年代頃から始まり、コンピュータの性能向上に合わせて進展してきたことはご存じの通りである。

当初は給与計算や請求書作成など大量の事務処理や計算処理のための計算機として使われ、その後収集した情報を活用して、生産管理や在庫管理などの管理活動に活用された。最近ではインターネットなどのネットワーク技術の発展により、企業間や消費者との接続を通して競争優位性確保など戦略的な使い方が推進されている。

ITによる中小企業経営環境変化への認識

平成二十年度の中小企業白書において、中小企業のIT活用の実態

が述べられている。その中で中小企業経営者はITの広まりがもたらしている経営環境変化への認識が弱い

ため、変化対応が出来なくなっているのではないかと指摘する。アンケート調査では21%の企業がITの普及に伴う経営環境に特段変化はないと回答している。現在のように変化の激しい時代に、やや現状認識が薄いのではないかと思われる。例えば、最近の大手企業の多くはネットワークを使って発注情報を公開しているが、単に発注情報だけでなく自社製品の需要予測や生産計画などを公開しているケースもある。中小企業としてはこれらの顧客の情報を有効活用して、より精度の高い経営を行うことが出来るのではなかろうか。

ITを活用した経営管理手法について

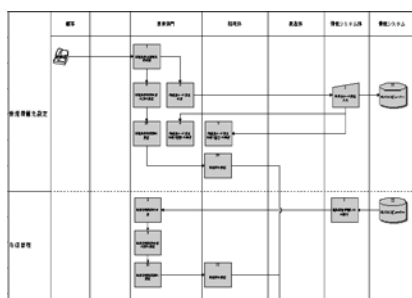
企業経営にITをどう使うかに関して、経営の観点からいろいろ

な研究や企業事例が発表されている。経営者の方々はそれらを学習する機会が多いのではないかと思う。ご承知のSCM(サプライチェーンマネジメント)やCRM(カスタマーリレーションシップマネジメント)、最近のロングテールなどはITを活用した経営手法であり、IT技術そのものではない。

このようにITが発達すればするほど、これを活用した新しい経営管理手法がどんどん研究、開発されて、経営環境変化が起り、中小企業にも波及して来る。これら経営環境変化に対して、経営者の皆さんはITは苦手だ、専門家に任せようなどと考えておられないだろうか。一般的に経営者がITの知識(技術的な知識)が少ないのは当然である。技術的な意味でのITは専門家に任せたい方もいるかもしれないが、IT活用に関しては単に技術的な知識だけでなく、幅広い知見を持った経営者の仕事であると言える。

経営者のIT活用における検討対象と業務の可視化

経営者はまずITを活用して何をやりたいのかを明確に意思表示する必要がある。そのために経営者が検討すべき対象は業務プロセスである。業務プロセスという言葉はやや分かりにくいですが、簡単に言えば特定の目的を達成するための業務(仕事)の流れであり、一人で行うこともありますが、複数の人又は幾つかの部門で実施することも多い。



フローチャートによる業務プロセスの可視化例

投資は目に見えるものが対象となる。しかし業務プロセスは、目に見えにくいものが対象となるので少し厄介である。このため、先ず業務プロセスをフローチャートや業務記述書などの形で、目に見えるようにすることが必要である。この場合、部門毎に行うのではなく、例えば販売プロセス、調達プロセスなどひとつの業務プロセスを最初から最後まで部門をまたがって表現することが必要である。

業務プロセスの改革

次に業務プロセスを改革する過程へ進むが、ここでは経営者は自社の経営戦略と結びつけた問題解決の方向性を示すことが重要である。具体的には、目に見えるようになった業務プロセスから、問題点を探し出す過程へと進む。ここでは単に現状の問題点を列挙するのでなく、その業務プロセスの目的、目標を明確にし、業務自体の必要性から検討する。そして、業務プロセス全体を俯瞰でき、経営者の目で見直すことが必要である。これにより経営者は部門をまたがった重複作業やデータの重複保持、情報連絡の

スピードの遅さ、転記や重複入力、不要な業務プロセスなどいろいろなことに気づかれることであろう。

これらの問題点に対して、社内ルールや制度、慣習、意識などを改善することによって解決できないかを検討し、更にITを活用して、もっと効率的に解決できないかを検討する。

このステップでは、多少ITの知識が必要となるが、社内でのプロジェクトチームによる検討や、社外のIT専門家の活用も可能である。特に複数の部門や担当者にまたがる業務プロセス改革はプロジェクトチーム編成で推進することが望ましい。

IT活用に関する経営者の関与と体制（ITガバナンス）

少し側面を変えて、経営者のIT活用への関与に関する世の中の動きを見てみよう。

この考え方は1990年代から存在し、少し古い話になるが、わが国では平成十一年（1999年）に経済産業省（当時は通商産業省）から「企業のITガバナンス向上に向けて」という資料が発表されている。「ITガバナンス」とは、本資料では「企業が競争優位性構築を目的に、IT戦略の策定・実行をコ

ントロールし、あるべき方向へ導く組織能力」とある。詳細は省略するが、経営者はIT活用に関して関与すべきであるという考え方である。この資料は自己診断用の質問形式になっており、25項目の質問から構成されている。

例えば最初の項目「経営トップの意思決定構造」には以下のような質問がある。

- ・ 経営トップがITを経営革新・事業改革における「競争差別化」や「付加価値創造」の源泉・ツールとして位置づけているか。
- ・ 経営トップがITを活用して具体的に何をやりたいかを明確に意思表示しているか。

又、平成20年4月から上場企業に義務付けられた内部統制制度においても、IT統制がひとつの柱となっている。平成19年2月に金融庁から公表された内部統制実施基準において、以下のような全社的統制の評価項目例が記載されている。

- ・ 経営者は、ITに関する適切な戦略、計画等を定めているか。
- ・ 経営者は、内部統制を整備する際に、IT環境を適切に理解し、これを踏まえた方針を明確に示しているか。

このように世の中の動きは、IT活用には経営者の役割が重要であるということが、一般的になっている。しかし、この考え方はわが国では、一部大手企業を除くと、まだまだ実現できていないのが実態であろうと思われる。

最後に

ITを活用して経営を行うためには、中小企業にとって、人材不足や資金不足など多くの関門がある。しかしこれらの問題はIT技術の進歩や各種中小企業支援策の充実によって解決されることも多い。出来る限り最新の情報を収集して、IT活用を促進する必要がある。

また、社内のIT環境整備は一朝一夕には完成できない。計画的に、着実に実行していくことが肝要である。そして、業務プロセスを簡素化し、低コストで効率的な経営を目指したい。

中小企業における経営者の役割は、大企業より大きいことを考えると、中小企業こそIT推進を経営者が主導していくことが重要ではなからうか。

（中小企業診断士 安藤 孝）

企業組合で あなたの夢を実現しませんか

現在の創業・起業ブームの中で企業組合が見直されています。ここでは企業組合の概要と、組合設立手続きの流れを述べます。

企業組合とは

個人事業者や勤労者などが4人以上集まり、個々の資本と労働を組合に集中して、組合の事業に従事し、組合自体が一つの企業体となつて事業活動を行う組織です。

他の中小企業組合と異なり、事業者に限らず勤労者や主婦、学生なども組合員として加入することができます。また、その行う事業が限定されないことから、小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や、勤労者が安定した自らの働く場を確保するのに適しています。

働く場の確保

企業組合は「組合員が共に働く」という特色をもっており、そのため組合員に対し組合の事業に従事する義務が課せられています（原則として組合員の2分の1以上

上が組合の事業に従事しなければなりません。さらに、組合の事業に従事する者の3分の1以上は組合員であることが必要です）。

また、組合員は、従来、個人に限られていましたが、組合事業をサポートする法人等も加入できることとなりました。そのため、企業組合は、法人等からの出資を通じて、自己資本の充実や経営能力の向上を図ることが可能となりました。

企業組合の形態

【集中型】

企業組合の形態の一つは事業所集中型です。これは、事業者でない個人により設立された組合、または個人事業者であった組合員が従来営んでいた事業所を閉鎖して合同した形態をとる組合であり、組合自体が事業活動の主体となります。事業所はおおむね一箇所に集中しているものが多いですが、複数の事業所をもつものもあります。

【分散型】

もう一つの形態は事業所分散型です。これは、個人事業者であった組合員が従来営んでいた事業

所を組合の事業所として存続させる方法をとる場合で、仕入や販売については各事業所に委ねて、組合本部は、主として各事業所の売上代金の収納管理や仕入代金の支払等の業務を行います。

企業組合の利点

企業組合は会社や任意団体などくらべて、いろいろな利点があります。

【税制上の優遇措置】

代表理事の変更など法律に基づく登記に関する登録免許税や組合と組合員の間で発行される受取書に対する印紙税が非課税になるなどの、会社には適用されない税制上の優遇措置を受けることができます。

なお、企業組合は税制上、株式会社と同じく普通法人ですが、出資総額1億円以下の場合には、年間所得800万円以下の部分に対する法人税については、中小法人と同様、軽減税率が適用されます。

【組合員は有限責任】

無限責任が適用される合名会社や合資会社とは異なり、企業組合の出資者である組合員には株式会社と同様に有限責任制度が

適用されるため、組合員はそれぞれの出資額を限度としてしか組合の有する債務の弁済に対して責任を負いません。

【発言権は平等】

株式会社の株主とは異なり、企業組合の組合員には、出資額の多寡にかかわらず、議決権・選挙権が平等に与えられますので、組織の民主的な運営が確保されます。

【従事組合員は勤労者】

組合員は、株式会社の株主に相当し、組合が雇用する従業員ではありませんが、組合員が組合事業に従事したことに対して受け取る所得は事業所得ではなく、給与所得扱いとなります。

また、従事組合員に対する社会保険・労働保険制度の適用については、原則として勤労者と同様の取り扱いを受けることができます。

◎このほか、国や県の中小企業施策の支援を受けることもできます。企業組合を作つてあなたの夢を実現しませんか。

詳細については

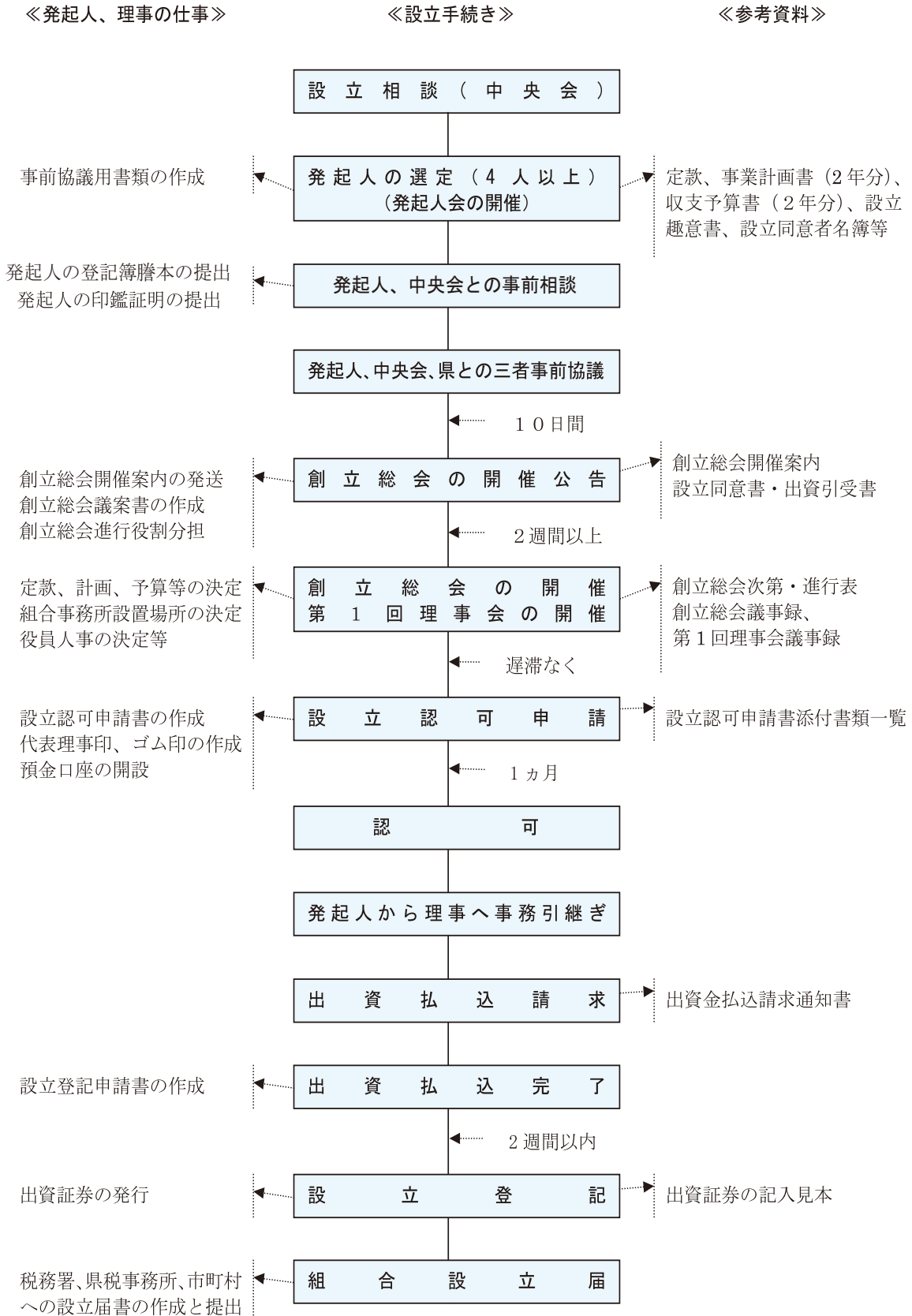
本会指導相談室

Tel 043・306・3285

松戸支所

Tel 047・368・3992

組合 設 立 手 続 の 流 れ



協業組合	商店街振興組合	生活衛生同業組合	有限責任事業組合 (L L P)	株式会社
組合員の事業を統合、規模を適正化し、生産性向上、共同利益の増進	商店街地域の環境整備	組合員の事業の生活衛生の水準向上、資格事業の改善	利益追求/企業の連携や専門的な能力を持った人材による共同事業の振興	利益追求
人的・物的結合体	人的結合体	人的結合体	人的・物的結合体	物的結合体
組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業	生活衛生の適正化事業、指導、検査事業、その他	企業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持つ人材による共同事業	定款に掲げる事業
4人以上の事業者が参加すること	1都道府県以内の区域を地区として小売商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと	都道府県毎に一個の組合。資格事業者の3分の2以上が加入すること	2人以上の個人または法人が参加すること。組合契約書を作成し、これを登記すること	資本金1円以上
中小企業者（組合員の推定相続人を含む）及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者	地区内で小売商業又はサービス業を営む者及び定款で定めたときはこれ以外の者	地区内において資格事業を営む者	特に限定なし(ただし、法人が組合員となる場合は、自然人の職務執行者を定めること) 組合員には業務執行への参加義務あり	無制限
有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
4人以上	7人以上	20人以上	2人以上	1人以上
総会の承諾が必要	自由	自由	組合員全員の一致で決定	株式の譲受・増資割当による
持分譲渡による	自由	自由	やむを得ない理由がある場合のみ可能	株式の譲渡による
ない	ない	ない	ない	ない
ない	ない	ない	ない	ない
100分の50未満(中小企業者でないもの全員の出資総額は100分の50未満)	100分の25	100分の25	ない	ない
平等(ただし定款で定めたときは出資比例の議決権も可)	平等(1人1票)	平等(1人1票)	組合員全員の一致で決定	出資別(1株1票)
	組合員の利用分量の100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで		
定款に定めた場合を除き出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当		出資配当
中小企業団体の組織に関する法律(制定:昭和33年)	商店街振興組合法(制定:昭和37年)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(制定:昭和32年)	有限責任事業組合契約に関する法律(制定:平成17年)	会社法(制定:平成18年)

各種組合制度等の比較

	事業協同組合 (事業協同小組合)	火災共済協同組合	信用協同組合	企業組合	商工組合
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	火災等により組合員の財産に生ずることのある損害の補てん	資金の貸付、預金の受入れ	組合員の働く場の確保、経営の合理化	組合員の事業の改善発達
性格	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体
事業	組合員の事業を支援する共同事業	組合員の火災等による損害補てんのための共済	組合員に対する資金の貸付、預金・定期積金の受入れ、その他	定款に掲げる事業	指導教育、調査研究、共同経済事業（出資組合のみ）
設立要件	4人以上の事業者が参加すること	1,000人以上が加入すること。出資額1,000万円以上であること	300人以上が加入すること、出資金1,000万円以上（東京都ほか金融庁長官の指定する人口50万以上の市は2,000万円以上）であること	4人以上の個人が参加すること	1都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行う者の2分の1以上が加入すること
組合員資格	地区内の小規模事業者	地区内の小規模事業者（農林水産業者を除く）	地区内の小規模事業者又は地区内に住所を有する者、勤労者	個人及び法人など	地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款に定めるときは3分の1未満の中小企業者以外の者
責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
発起人数	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上（個人に限る）	4人以上
加入	自由	自由	自由	自由	自由
任意脱退	自由	自由	自由	自由	自由
組合員比率	ない	ない	ない	全従業員の3分の1以上が組合員	ない
従事比率	ない	ない	ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない
1組合員の出資限度	100分の25（合併・脱退の場合100分の35）	100分の25（合併・脱退の場合100分の35）	100分の10	100分の25（脱退の場合100分の35）	100分の25（合併・脱退の場合100分の35）
議決権	平等（1人1票）	平等（1人1票）	平等（1人1票）	平等（1人1票）	平等（1人1票）
員外利用限度	原則として組合員の利用分量の100分の20まで（特例あり）	組合員等（親族等を含む）の利用分量の100分の20まで	預金の受入れは、預金量の100分の20まで		共同経済事業のみ適用、原則として組合員の利用分量の100分の20まで（特例あり）
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	従事分量配当及び2割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当
根拠法	中小企業等協同組合法 (制定：昭和24年)				中小企業団体の組織に関する法律 (制定：昭和33年)

(2)事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。

□ 県制度融資の対象とならない業種、資金使途

1. 対象とならない業種

農林漁業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）等、信用保証協会の保証対象外業種は県制度融資の対象になりません。

2. 対象とならない資金使途

事業資金であっても、以下に掲げる資金は対象としません。

- ①投資資金（法人設立又は増資のための出資金を含む）
- ②借換え資金（県制度内の借換制度を利用する場合を除く）
- ③転貸資金（サポート短期資金のうち組合転貸を除く）
- ④その他、系列や取引先の債務を肩代わりするための資金、県外資金、生活資金等

□ 県制度融資の種類と申込先

取扱金融機関、また中小企業団体中央会、商工会議所、商工会でも申込受付をしております。資金によって申込先が異なる場合がありますので、先ず現在お取引のある金融機関にお尋ねください。

□ 主な制度融資の種類

(1)事業資金

同一事業を1年以上引き続き営む県内の中小企業者等で、事業活動上の資金を必要とするもの

(2)サポート短期資金

中小企業者等であって一時的な資金を必要とするもの

(3)小規模企業資金

小規模企業者で、事業経営上の資金を必要とするもの

(4)挑戦資金

新たに次のいずれかに取り組まれるもの

①経営革新計画の承認、②情報化推進、③事業転換や事業多角化、④知的財産の活用

(5)セーフティーネット資金

以下のいずれかに該当するもの

①セーフティーネット保証の該当、②売上減少、③取引先倒産の影響、④災害被害

(6)再生資金

再生支援協議会の支援を受け再生を図るもの

(7)観光施設資金

県が承認する観光施設整備計画に基づく観光施設の整備を行なうもの

(8)地域商業資金

小売業を営み、かつ、大型店進出への対応を図ろうとするもの

◎ 制度融資に関するお問い合わせ先

制度融資の内容 千葉県商工労働部経営支援課 Tel .043-223-2707

信用保証制度の内容 千葉県信用保証協会本店 Tel .043-221-8111

申し込み 現在の取引金融機関

■ ご案内

千葉県の中企業向け融資制度

□ 県制度融資の基本的な流れ

県制度融資は県内の中企業の皆様に、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達して頂くために、県、中企業団体中央会、商工会議所、商工会、金融機関、千葉県信用保証協会の連携と協力のもとで行われている融資制度です。

- ①中企業が金融機関（あるいは中央会又は商工会議所若しくは商工会）に融資を申し込む
（申し込まれた中央会等は金融機関に融資依頼、保証協会に融資斡旋依頼を行なう）
- ②金融機関は保証協会に対して保証依頼を行う
- ③保証協会の保証が得られれば融資が実行される

□ 県制度融資の対象となるのは

県内中企業者（個人、会社、組合等）の方、及び県内で新規創業される方が融資の対象となります。ただし、事業資金、サポート短期資金を利用するにあたっては、同一事業を1年以上引続き営んでいることが必要です。

また、創業資金については創業後5年未満までの方が対象となります。

□ 中企業者等、創業者とは

県制度融資では、以下の方を中企業者等、創業者としています。

1. 中企業者等
 - (1)中企業信用保険法（以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する会社・個人
 - ①小売業：資本金5,000万円以下、従業員50人以下
 - ②サービス業：資本金5,000万円以下、従業員100人以下
 - ③卸売業：資本金1億円以下、従業員100人以下
 - ④その他の業種（製造業・建設業等）：資本金3億円以下、従業員300人以下
 - (2)法第2条第1項第1号の2に規定する会社・個人
 - ①ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）：資本金3億円以下、従業員900人以下
 - ②ソフトウェア業・情報処理サービス業：資本金3億円以下、従業員300人以下
 - ③旅館業：資本金5,000万円以下、従業員200人以下

※(1)、(2)については、資本金または出資金、従業員のいずれかの要件を満たしていれば中企業者に含まれます。

 - (3)法第2条第1項第3号に規定する医療法人
 - ①医業を主たる業とする法人：従業員300人以下
- ※県制度融資では、1. (1)~(3)のうち、特に以下の内容に該当する中企業者等の方を小規模事業者としています。
- ①商業・サービス業：従業員5人以下
 - ②その他の業種：従業員20人以下
- (4)組合（法第2条第1項第2号、2号の2、4号~7号に規定する組合）
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒類業組合、内航海運組合、内航海運組合連合会
（組合によっては構成員、業種、資本金（出資金）等に制限があるものがあります。）
2. 創業者
 - (1)事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの。

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

9月

めん類製造

10月の麦価改定が10%アップと予定されていた幅より政策的に低く抑えられたため、麺製品への転嫁は難しい状況となっている。

製材

大手企業や都市部では新築着工戸数が一部増えたようだが、小売業者を中心とした顧客に販売している当市場は依然よくない。

組合は売上げが減少し、回収も長期化しており、資金繰りが厳しくなってきた。

印刷

9月は民間企業の半期決算の関係で受注が増えた組合員がある一方で、官公需の割合が多い組合員は、各自自治体の予算カットの影響を受けて売上げが下がっているようだ。9月からのインキの値上げは11月頃に変更になったが、刷版は各メーカーとも10月から値上がりする。組合員には価格上昇分の転嫁を指導している。

9月に千葉市内の2社が倒産し、浦安市では中堅企業が1社

業したそうだ。

生コン製造

このところ毎月同じコメントになるが、回復の兆しが見えず、期初予想を大中に下回る落ち込み。平成に入って最悪の状態が続いている。

電気鍍金

月ごとに景況は悪化してきている。材料等は高騰しても加工単価の値上げができない。

鉄工

当組合が独自に実施している「事業所動向調査」(今年度上半期)によると、大半の組合員で景況悪化しているとのことで、厳しい業況推移がうかがわれる。

採石

羽田空港のD滑走路工事が本格化する中で、当組合産のズリの出荷が増えている。

土砂採取

昨年5月から開始された羽田空港のD滑走路工事に伴い一部地域については、時限的に明るい兆しが見えているが、原油価格の高騰を受けて山砂運搬企業は大きな打撃をうけ、国、J Vと協議し燃油単価のスライド制を導入した。

また、各組合連名で公共団体及

び一般企業に対して骨材値上げの要望を出した。

石油製品製造

相変わらずの状況。組合の財務状況が悪化し、資金繰りがうまくいっていない。組合を脱退したいという組合員が出てきた。

食肉卸売

飼料等の高騰にもかかわらず牛乳の価格が据え置かれているため畜産農家の経営は悪化して、転廃業が増えている。

リサイクル卸

ごみ袋の値上げにより販売価格は上昇したが、それ以外の業務については変化なし。

建築材料卸売

建設関連はますます落ち込みの様相を呈しており、信用収縮が起こり、冷え切っている。下期、さらに来期もどのくらい落ち込むのか、回復のめどが全くたない。

自動車解体

悪い状況が続いている。

中古車販売

卸売市場はこれまで以上にハッキリとした選別仕人に傾いている。部分的限定の活況感で、動きの少ない展開である。

小売

ガソリン、原材料の値上げ等の影響で消費低迷が続く、売上げ減が止まらない。上旬から中旬まで気温が高かったこともあり、秋物の動きが鈍かった。さらに、後半は台風の接近により、客足が遠のいてしまった。

小売

高齢者の来店数が増加しているが、若年層は減少傾向にある。ファッショ性の高い商品は、新店の大型店や駅ビルに流れているようだ(10月2日に総延床面積36万4000㎡のイオンレイクタウンが越谷市にオープンした)。

農業機械販売整備

メーカー系列販社に広域化、集約化、合理化の動きが急。最後まで残っていたクボタも来年1月に千葉、埼玉、静神が合併する。他のメーカー系列販社も既に合併しており、県単位組合の存在意義が問われそうだ。

建設揚重

燃料費の高騰により、着工工事の減少で低迷状態が続いている。

自動車一般整備

原油価格の高騰による原材料費の値上げ、新車販売の減少により、景況は大変厳しい。転廃業する組合員がある。

遊覧船

レジャー関係施設であり、ガソリンの価格次第で客足が左右される状態だ。

土木建築サービス

県内市町村の平成19年度決算は歳出が3年ぶりに増加。普通建設事業費が6.5%増加となり、市町村にやや希望が持てる。廃業や倒産情報が時々入る。組合員数は今後も減少傾向にある。

建設

連合会加入組合員の国、県、市町村からの受注高は77億9000万円であった。これは前月比21億8500万円の大減、前年同月比でも3億1100万円の減少であった。

ソフトウエア

景況を悪化と答える組合員が増えている。

訂正

10月号の「パン製造」の報告で、「会食フェア」で給食用「こめ粉パン」の展示販売を行なった。という内容が、「食育フェア」で給食用「こめ粉パン」の展示及び配布を行なった。と訂正いたします。関係者および読者の皆様にはお詫び申し上げます。

遊覧船

レジャー関係施設であり、ガソリンの価格次第で客足が左右される状態だ。

土木建築サービス

県内市町村の平成19年度決算は歳出が3年ぶりに増加。普通建設事業費が6.5%増加となり、市町村にやや希望が持てる。廃業や倒産情報が時々入る。組合員数は今後も減少傾向にある。

建設

連合会加入組合員の国、県、市町村からの受注高は77億9000万円であった。これは前月比21億8500万円の大減、前年同月比でも3億1100万円の減少であった。

ソフトウエア

景況を悪化と答える組合員が増えている。

訂正

お知らせ

中央会の電話がダイヤル・インになりました

部・グループごとの新しい電話番号と、主なしごとをお知らせします。

部室名等	グループ等	電話番号	主なしごと
□総務部		043-306-3281	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の加入、脱退手続き ・ 総会、理事会及び委員会の開催 ・ 会費の賦課 ・ 組合等の表彰 ・ 機関誌の発行及びHP管理 ・ 書籍の販売（組合法の解説等）
□連携支援部	[経営支援グループ]	043-306-3282	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域力連携拠点事業（経営革新、IT活用、知財活用、地域資源活用、農商工連携、事業承継） ・ 中小企業BCP策定支援 ・ 連携組織活性化研究会 ・ 中小企業団体レディース中央会 ・ 組合事務局へのHP作成研究会
	(地域力連携拠点事業 応援コーディネーター)	043-306-3283	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業組合士養成講習会 ・ 組合士会 ・ 組合事務局強化研究会 ・ 事務局責任者協会 ・ 異業種交流融合化協議会
	[工業支援グループ]	043-242-3277	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域力連携拠点事業（経営革新） ・ 改正組合法普及講習会 ・ 中小企業団体青年中央会 ・ 次世代育成支援対策推進センター ・ 金融相談
	[商業支援グループ]	043-306-3284	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域力連携拠点事業（経営革新） ・ 官公需対策 ・ 共済制度の普及 ・ 官公需適格組合受注促進協議会 ・ 商店街連合会 ・ 商店街振興組合連合会 ・ 商業専門店協同組合連合会 ・ 共同店舗協議会 ・ 金融相談
□指導相談室		043-306-3285	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合等の設立及び運営相談 ・ 地域力連携拠点事業（創業支援） ・ 組合の定款変更、登記、決算書の届出等事務管理の相談 ・ 個別専門指導事業
	[松戸支所]	047-368-3992	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支所管内の組合設立及び運営相談 ・ 管内地域の振興支援

* ファクシミリ、本所：043-247-8410 松戸支所：047-365-9906

★なお、住所は変更ありません。

〒260-0026
千葉市中央区千葉港4-2
千葉県中小企業団体中央会